

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 井上 誠一 様 様 あて名 〒160-0005 日本国東京都新宿区愛住町2-2 第3山田ビル7F		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
		発送日 (日.月.年) 07.06.2016	
出願人又は代理人 の書類記号 PCT16002DNP		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2016/058252	国際出願日 (日.月.年) 16.03.2016	優先日 (日.月.年) 24.03.2015	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. G06Q50/10(2012.01)i, G06F9/445(2006.01)i, G06F21/12(2013.01)i			
出願人 (氏名又は名称) 大日本印刷株式会社			

1. この見解書は次の内容を含む。 <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎 <input type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明 <input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥 <input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 2. 今後の手続 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。 この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。 さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。
--

見解書を作成した日 31.05.2016			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官 (権限のある職員) 毛利 太郎 電話番号 03-3581-1101 内線 3562	5L	3990

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
 - 出願時の言語による国際出願
 - 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。
 - a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式
 - 紙形式又はイメージファイル形式
 - b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
 - c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式(PCT規則13の3.1(a))
 - 紙形式又はイメージファイル形式(PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)
4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-5	有
	請求項		無
進歩性 (IS)	請求項		有
	請求項	1-5	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	1-5	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

1.

国際調査報告に以下の文献を記載した。

文献1. JP 2015-22514 A (サクサ株式会社) 2015.02.02, 第0030-0034段落 (ファミリーなし)

文献2. JP 2011-205502 A (サクサ株式会社) 2011.10.13, 第0028段落 (ファミリーなし)

文献3. JP 2002-229960 A (株式会社日立製作所) 2002.08.16, 全文, 全図 (ファミリーなし)

文献4. WO 2014/045490 A1 (日本電気株式会社) 2014.03.27, 全文, 全図 & US 2015/0220719 A1 & EP 2899661 A1

文献5. JP 2011-141784 A (株式会社野村総合研究所) 2011.07.21, 第0020, 0021, 0060-0064段落 (ファミリーなし)

2.

請求項1に係る発明は、文献1に記載された発明より、進歩性を有しない。

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

文献1には、参加者が使用する無線端末（本願「モバイル端末」に相当）は自己の端末IDを無線アクセスポイント（本願「アクティベーション距離規制装置」に相当）経由で参加者管理端末に送信し、文書管理装置（本願「アクティベーション装置」に相当）は、参加者管理端末から送信された参加者番号と無線端末から送信された端末IDとを紐付けて文書管理テーブルに登録し、参加者は、無線端末を操作することにより文書のダウンロード操作を行い、文書管理装置は鍵付き文書を無線端末へ送信し、無線端末は、鍵付き文書を開くために認証要求画面（本願「操作画面」に相当）を表示し、社員証や学生証番号を入力する認証操作を受けて、文書管理装置へ認証要求（本願「アクティベーション要求」に相当）を行い、文書管理装置は無線端末より認証要求を受信し、認証処理を実行し、参加者番号および端末IDを照合して合致すると（本願「アクティベーション台数を確認する」に相当）、既に配信済みの鍵付き文書の閲覧を許可する認証キー（本願「認証キー」に相当）を割付け、この認証キーを認証要求を送信した無線端末宛に送信し、無線端末は、この認証キーにより自己の無線端末にダウンロードされているファイルを開くことにより、資料の閲覧が可能となる（本願「認証キーの検証に成功した場合に限り、モバイル端末上で動作する」に相当）点が記載されている（特に段落[0030]－[0034]を参照されたい。）。

この出願の請求項1に係る発明と文献1に記載された発明とを対比すると、両者の相違点は、以下のとおりである。

[相違点1]

請求項1に係る発明は、アプリケーションに対して認証キーの検証を行うのに対し、引用文献1に記載された発明は、文書に対して認証キーの検証を行う点。

上記相違点1について検討する。どのようなコンテンツに対して認証キーの検証を行うかは、設計的事項であるから、請求項1に係る発明は文献1に記載された発明に基づいて当業者が容易になし得たものである。

請求項2に係る発明は、文献1に記載された発明より、進歩性を有しない。

認証キーの生成、アクティベーション要求に係る具体的手法は、当業者が適宜選択し得たものである。

請求項3に係る発明は、文献1に記載された発明より、進歩性を有しない。

電波の届く範囲がエリア内になるように出力を調整する点は、設計的事項である。

請求項4に係る発明は、文献1－2に記載された発明より、進歩性を有しない。

文献2には、アクセスポイント装置からのビーコンを受信すると、次の認証処理に移行する（本願「アクティベーション距離規制装置をビーコン端末とし、モバイル端末がビーコン信号を受信している場合のみ、アクティベーション要求をアクティベーション装置へ送信する」に相当）点が記載されている（特に段落[0028]を参照されたい。）。

請求項5に係る発明は、文献1－2に記載された発明より、進歩性を有しない。

インストール装置をエリア内に設置する点は、設計的事項である。